

顧問先各位

<ご一読推薦者>

- 経営者
- 経理担当者
- 従業員

初鹿会計事務所（認定経営革新等支援機関）

〒400-0043

山梨県甲府市国母 8 丁目 4 番 40 号

TEL 055-220-6885

FAX 055-220-6887

URL <https://www.hatsushika-kaikei.com/>

新型コロナウイルス関連情報 <https://www.hatsushika-kaikei.com/blog/news/p1950/>

社会保険加入義務化の拡大

令和 6 年 1 0 月から、短時間労働者の方に対する、社会保険の加入義務化の対象が拡大されます。対象となるのは、「特定適用事業所」で働く短時間労働者の内、以下の要件にすべて該当する方です。

「特定適用事業所」とは厚生年金保険の被保険者数が 5 1 人以上（除、短時間労働者）の企業等のことで、現在の 1 0 1 人以上から 5 1 人以上に引き下げられます。

《加入対象となる短時間労働者の要件》

- ① 週の所定内労働時間が 2 0 時間以上
- ② 所定内賃金が月額 8 万 8 千円以上
- ③ 学生ではない
- ④ 2 カ月を超える雇用の見込みがある

※被保険者数が 5 1 人以上の企業等とは、1 年のうち 6 カ月間以上 5 1 人以上となることが見込まれる企業のことです。

※法人事業所の場合は、同一法人格（法人番号が同一である）すべての適用事業所の被保険者の総数、個人事業所の場合は適用事業所単位の被保険者数で判断します。

適用拡大の対象となることが見込まれる事業所には、令和 6 年 9 月上旬までに「特定適用事業所該当事前のお知らせ」が送付される予定です。

詳しい内容、ご不明な点等ございましたら、お気軽に窓口担当者までお問い合わせください。